

## 【参考資料1】

### 成年年齢引下げ対応検討WG報告書の概要

#### はじめに

##### 成年年齢を引き下げるものとする民法改正を実施する場合

新たに成年となる18歳、19歳の消費者被害の防止・救済のためには、本報告書を踏まえた消費者教育などの充実や制度整備等の検討が必要。

新たに成年となる者に対し、①十分な消費者教育がされるまでの準備期間を確保すべき。

②消費者被害の防止・救済のための相談体制の強化、制度整備などの措置が実施されるために必要な期間を確保すべき。

(制度整備については、国民的コンセンサスを得つつ検討が進められることを期待)

#### 第1 現状と課題

##### 1. 若者の実態と課題

- ・成熟した成人への移行プロセスの長期化・個別化・多様化・流動化。
- ・18歳を境目に生活環境が大きく変わる（進学・就職）。
- ・成熟した成人と比較して十分な知識・経験・判断能力が身に付いていないといえない。

➡ **社会人としての出発点での回復不能なダメージから保護**しつつ、段階的に経験を積んで成熟した成人へと成長できる**社会環境を整備し、若者の成長を支える必要がある。**

##### 2. 若年者の消費者被害の動向

18歳・19歳と比べて20歳以降の相談件数が増加している。

20～22歳で相談件数が増える商品・役務

男性：マルチ取引、フリーローン・サラ金など

女性：エステ、医療サービスなど

契約購入金額の平均も20歳以降に増加

18歳 男性：約16万円、女性：約16万円

19歳 男性：約21万円、女性：約17万円

20～22歳 男性：約39万円、女性：約27万円

##### 3. 若年者保護のための具体的措置に関する制度の現状

- ・民法（第5条第2項：未成年者取消権）
- ・特定商取引法（第7条第4号、同施行規則第7条第2号：老人その他の者の判断力の不足に乗じた契約の締結を指示対象行為）
- ・貸金業法（第13条第1項及び第3項：返済能力の調査、第13条の2：過剰貸付け等の禁止）
- ・割賦販売法（第30条の2、第35条の3：年取等の確認による支払可能見込額の調査）

##### 4. 消費者教育における現状と課題

- ・小中高等学校：家庭科・社会科（公民科）を中心に実施。
- ➡ **授業時間が少ない、その効果が不明確、悪質商法・消費者保護制度の変化が早く教員の指導の負担大、適切な教材に関する情報提供も十分ではない等の指摘。**
- ・大学：新入生ガイダンスでの啓発や授業科目の開設等を実施。
- ➡ 対応に**バラつきが大きく、全体的に取組は十分ではない。**大学の教員養成課程で、「消費者教育」を**確実に修得しているとは言い難く、教員免許更新講習で消費者教育を取り扱うものはごく僅か**な状況。

##### 5. 本報告書が対象とする若者の範囲

消費者被害の防止・救済のための対応策については、

- ・**年齢のみによって画一的に処理するのではなく、個人の知識・経験・判断力等に応じた対応**をしつつ、若者が成熟した成人として社会に参画できるための支援の必要性を確認。

- ・現在の大学進学率は5割に達し、専門学校等への進学者を加えると7割以上が18歳を超えても学業を継続している状況。

- ➡ 18歳から22歳を念頭に「若年成人」とし、**社会全体で「若年成人」が成熟した成人になることができるよう支援が必要**

(なお、具体的な制度整備や消費者教育などの実施にあたっては、その実態に応じて対象とする「若年成人」の年齢、属性を検討し、各々に即して対応)

➡ **このような状況を踏まえて、「若年成人」の消費者被害の防止・救済の観点から望ましい対応策を検討**

2

#### 第2 望ましい対応策

##### 1. 制度整備

###### ○消費者契約法（具体的には消費者契約法専門調査会で検討）

- ・若年成人に対する配慮に努める義務：

事業者は、消費者契約を締結するに際しては、消費者の年齢、消費生活に関する知識及び経験並びに消費生活における能力に応じて、適切な形で情報を提供するとともに、当該消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供について、必要かつ合理的な配慮を施すよう努めるものとする。

- ・不当勧誘に対する取消権：

事業者が若年成人の知識、経験不足等の合理的な判断をすることができない事情に乗じるにより締結させた、当該若年成人にとって合理的・必要性を欠く消費者契約を取り消すことができる制度を検討すること。

(考慮する要素として、①若年成人の知識・経験・消費生活における能力の不十分性、②事業者が①を利用したこと

③消費者契約の目的が当該若年成人の需要及び資力との関係で合理性・必要性を欠くこと)

###### ○特定商取引法

省令改正により若年成人に対する以下の行為を行政処分の対象として明確化

- ・連鎖販売取引において若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為（特定商取引法施行規則第31条第6号関係）
- ・訪問販売において若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約を締結させる行為（同第7条第2号関係）

##### 2. 処分等の執行の強化

###### ○特定商取引法に違反した事業者に対する処分等の積極的な執行

- ・支払手段となる信用供与契約について虚偽記載を唆す行為
- ・若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約させる事案
- ・若年成人に被害の多い商品等

##### 3. 消費者教育の充実

- ・小中高等学校：消費者教育の機会充実・推進のための人材開発（研修等）、7分野・ラーニングの視点からの学習・指導手法の高度化や実効性確保・教材の開発、児童養護施設等での消費者教育支援に関するプログラムの検討等
- ・大学・専門学校等：人材開発（教員養成課程における消費者教育の重要性を認識させる働きかけ）、自治体と大学等の消費者被害防止のための連携枠組み強化、学生相談室等を通じた消費者教育・啓発強化（大学）、消費者啓発・教育の取組についての実態把握（専門学校）等
- ・法教育・金融経済教育：関係省庁・機関との連携を通じた取組の強化

##### 4. 若年成人に向けた消費者被害対応の充実

- ・相談体制の強化・拡充（消費生活センターの周知、相談窓口の拡充等、若者支援機関（地域若者サポートステーション等）との連携）
- ・大学・専門学校等の有する情報の充実及び活用（被害事例に関する消費生活センターや大学・専門学校等間の情報交換等）

##### 5. 事業者の自主的取組の促進

- ・未成年者及び若年成人に配慮した自主行動基準の堅持・強化
- ・若年成人への配慮に着目した「消費者志向経営」の促進
- ・若年成人に対する健全な与信のための取組

##### 6. その他

- ・消費者被害防止のための啓発活動を実施する若者団体の活動支援
- ・成年年齢引下げに伴う、若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーンの実施

3

## 【参考資料2】

| 成年年齢引下げに対する消費者庁の取組 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消費者教育の充実           | <p><u>教材の開発、手法の高度化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材について、全国の学校教育現場での活用を推進<br/>(2017年度は、徳島県内の全高校で教材を活用した授業を実施)</li> <li>・主体的・対話的で深い学びの視点（アクティブ・ラーニングの視点）からの授業改善を図った学習により、実践的な知識の習得を推進</li> </ul> <p><u>実務経験者の学校教育現場での活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験者(消費生活相談員、弁護士、司法書士等)を外部講師として学校教育現場で活用することを推進<br/>(連携の推進のため、消費者教育コーディネーターの育成・配置の促進に向けた活動を支援)</li> </ul> <p><u>教員の教育・研修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等において、消費者教育に関する取組を推進</li> </ul> <p><u>大学、専門学校等と消費生活センターの連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、被害事例に関する情報共有や出前講座等を実施</li> </ul> <p><u>消費者教育推進の体制整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における「消費者教育推進計画」の策定及び「消費者教育推進地域協議会」の設置を推進</li> </ul> |
| 制度整備等              | <p><u>消費者契約法の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活上の経験不足を不当に利用した勧誘行為に対して取消権を追加</li> <li>・事業者の努力義務として個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供することを明示</li> </ul> <p><u>特定商取引法施行規則の改正</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年成人の知識・判断力等の不足に果して契約を締結させる行為が行政処分の対象となることを明確化</li> </ul> <p><u>特定商取引法に違反した事業者に対する厳正な法執行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の法執行体制強化の支援等</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 消費生活相談窓口の充実・周知     | <p><u>消費生活相談窓口の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における消費生活センターの整備</li> </ul> <p><u>消費者ホットライン188の周知</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者ホットライン188、消費生活センターの存在と役割について、積極的な広報</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

# 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018 年 2 月 20 日

若年者への消費者教育の推進に関する

4 省庁関係局長連絡会議決定

(改定：2018 年 7 月 12 日)

## 1. 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018 年度から 2020 年度の 3 年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

## 2. 実践的な消費者教育の取組の推進

### (1) 高等学校等における消費者教育の推進

#### ① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

- ・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

#### ② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- ・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で 2016 年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017 年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020 年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。(参考 1)
- ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

#### ③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- ・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等)の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。)(参考2)

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ(平成30年6月29日)を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年7月9日開催)を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

(2) 大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

(3) その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】(参考3)
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直し、大学等及び教育委員会に対して周知を行う。【文部科学省】

**3. 関係省庁間の連携の推進**

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

**4. 各施策の実施時期とフォローアップ**

- (1) 上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちにに取り組むこととする。
- (2) また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

(以上)

**教員による消費者教育の指導力向上のための  
教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組**

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁（消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省）等が連携し、以下の取組を推進する<sup>1</sup>。

**1. 教職課程における消費者教育の内容の充実**

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。（文部科学省）
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取扱いを検討する。（文部科学省）

**2. 有機的に連携した継続的な体制の構築**

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。（文部科学省）
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。（消費者庁、文部科学省）
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。（消費者庁、独立行政法人国民生活センター）

**3. 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実**

**（1）免許状更新講習に係る取組**

**① 「必修領域」での消費者教育の取扱い**

消費者教育を含む成年年齢の引下げに関する事項については、免許状更新講習の「必修領域」において取り扱うことができることを都道府県教育委員会等及び大学に周知する。（文部科学省）

<sup>1</sup> 本文書中、特に定義のない文言については、消費者教育推進会議「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月29日）中の用語の例による。

② 「選択領域」での講座開設数の増加等

免許状更新講習の「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数を増加させ、また、講習内容についても、実践的な消費者教育を指導できる内容となるよう促す。(文部科学省)

③ 新たな主体による講座開設

全国の教員に講習の機会を提供できるよう独立行政法人国民生活センター等が講習開設者となることを検討し、実施に向けて取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)

(2) 教員研修に係る取組

① 研修開設数の増加

中堅教諭等資質向上研修等の教員研修において、消費者教育を扱う研修を積極的に実施するよう、都道府県教育委員会等に対し促す。(文部科学省)

② 独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる研修の実施と都道府県教育委員会等との連携強化

都道府県教育委員会等の意向を汲みつつ、独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる、教員向けの研修の実施に向け取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)

都道府県教育委員会等が、上記研修を教育委員会の法定研修等としても積極的に位置付けるよう促す。(文部科学省)

③ 教員研修用講義動画の配信

独立行政法人教職員支援機構による、消費者教育に関する教員研修用講義動画の配信など、各地域における研修の充実に向けた、コンテンツの提供及び周知等に取り組む。(文部科学省、独立行政法人教職員支援機構)

④ 学校管理職に対する研修の充実

学校管理職における外部人材の活用や教科間連携の重要性に関する理解のため、研修が適切に行われるよう促す。(文部科学省)

**4. 外部人材等の活用及び育成**

(1) 外部人材の活用に向けた働き掛け、情報提供

- ・ 教職課程、免許状更新講習及び教員研修において、大学及び都道府県教育委員会等が、必要に応じて、外部人材を講師として活用するよう促す。(文部科学省)

- ・ 各種の団体と協議して、教育現場で活用できる外部人材について情報収集を行い、収集した情報をもとに人材バンクを構築する。(消費者庁)

(2) 消費者教育コーディネーターの業務遂行のための環境整備

- ・ 消費者教育コーディネーター<sup>2</sup>の質的保証のために、コーディネーターとして適した者の情報収集を行い、例えば認定制度を設けるなどして、認定されたコーディネーターを人材バンクに登録し情報発信する。(消費者庁)
- ・ コーディネーターの設置に向け、都道府県及び指定都市に対して財源に係る支援を行う。(消費者庁)
- ・ 独立行政法人国民生活センターにおいて開催するコーディネーター育成講座の内容を充実させ、開催地及び開催回数を増やすことを検討し、実施する。また、独立行政法人国民生活センターの講座の開設や相互の意見の交換の場を設けるなど、コーディネーター自身に対する研鑽の場の提供について検討し、実施する。(消費者庁)
- ・ 大学及び教育委員会等に対し、外部人材との連携を行うコーディネーターの制度を周知し、活用を促進する。(文部科学省)

<sup>2</sup> 消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者(消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)参照)

## 参考1

### 「社会への扉」を活用した授業の実施

⇒実践的な能力を身に付ける



#### 目標

すべての都道府県で全高校で実施

都道府県数

徳島県内の全高校で  
「社会への扉」を活用した  
授業を実施  
(全56校／約6900人)

集中強化期間

- ・徳島県での実証結果について情報共有(活用手法等)
- ・消費者教育教材「社会への扉」の提供
- ・「社会への扉」を活用した授業を実施する  
教員向けの研修の実施、講師派遣
- ・関係省庁(金融庁、法務省、文部科学省)との連携

2017年度

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度

## 参考2

### 消費者教育コーディネーターの育成・配置

⇒学校教育現場における外部講師の活用(実務経験者の有する知識や経験を有効活用)

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

#### 目標

すべての都道府県で配置

都道府県数

- ・消費者行政強化交付金を活用した育成・配置の促進
- ・国民生活センターによる研修を活用した育成

16都道府県で配置済み(2017年4月1日現在)

集中強化期間

2017年度

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度

⇒協議会未設置県は大阪府のみ  
(計画は47都道府県で策定済み)

( 別 添 )

## 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議について

平成30年2月20日

4省庁申し合わせ

### 1. 趣旨

民法の成年年齢引き下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。

この取組を推進するにあたり、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を設置し、若年者における効果的な消費者教育の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

### 2. 会議構成員

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 消費者庁  | 消費者庁次長               |
| 文部科学省 | 生涯学習政策局長<br>初等中等教育局長 |
| 法務省   | 大臣官房司法法制部長           |
| 金融庁   | 総括審議官                |

### 3. 担当課長会議構成員

4省庁関係局長会議の下に、担当課長会議を置く。

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 消費者庁  | 消費者教育・地方協力課長                                  |
| 文部科学省 | 生涯学習政策局 男女共同参画学習課長<br>初等中等教育局 教育課程課長<br>教職員課長 |
| 法務省   | 大臣官房司法法制部 司法法制課長                              |
| 金融庁   | 総務企画局 政策監理官                                   |

### 4. 庶務

消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。

## 【参考資料4】

# 社会への扉

高校生(若年者)向け消費者教育教材

—12のクイズで学ぶ自立した消費者—

(生徒用教材と教師用解説の2冊組)

**【目的】** 成年年齢の引下げが議論されていることも踏まえ、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解するとともに、身近な契約等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育てる。

P.1～2  
導入

消費者が主役の社会へ

消費生活に関する12のクイズを掲載

高校生が普段暮らす街の風景を配して、契約や消費者トラブル等が身近な暮らしの中に存在することに気付かせる。

P. 3～11

契約について理解しよう！

キャッチセールスのイメージ

グループ学習にも活用できるワークを掲載

ワーク3 なぜ、法律では上のような取引に関してクーリング・オフ制度を定めているのだろうか。

高校生にも身近なインターネットショッピングの注意事項を具体的に掲載

お金について理解しよう！

「給料＝好きなように使えるお金」ではないことや、クレジットカードの仕組み、多重債務、将来の詐欺的投資被害を防ぐための注意について掲載。

暮らしの安全について理解しよう！

暮らしに潜む危険の例を紹介。安全に配慮した行動、再発防止のための行動がとれる消費者になることを促す。

消費生活センターについて知ろう！

消費生活センターの案内に加え、相談した後の解決までの流れについて、「高校生が消費生活センターに相談したら」という設定のマンガで紹介。

あなたの行動が社会を変える！

消費者トラブルにあった際に行動することが、消費者市民社会の実現につながることに、フローチャートを使って紹介。

教師用解説書

生徒用教材に関わる学習指導要領の項目等を示す表

| 項目         | 学習指導要領     | 対応ページ |
|------------|------------|-------|
| 消費者教育の意義   | 消費者教育の意義   | 1～2   |
| 消費者の権利     | 消費者の権利     | 3～4   |
| 契約の原則      | 契約の原則      | 5～6   |
| 消費者保護の仕組み  | 消費者保護の仕組み  | 7～8   |
| 消費者生活センター  | 消費者生活センター  | 9～10  |
| 消費者トラブルの防止 | 消費者トラブルの防止 | 11～12 |

消費者教育を実践している教師、弁護士、消費生活相談員から、消費者教育の必要性についてのメッセージ

**育てよう！自立した消費者**

～今、高等学校に求められる消費者教育～

- 生徒用教材各ページの解説
- 教師として知っておきたい若年者を取り巻く消費生活に関する情報
- 生徒用教材の「ワーク」「発展」「プラスα問題」の考え方

公民科、家庭科の指導事例とワークシート例(ワークシート実物大はウェブサイト掲載)

## 学習指導要領の改訂について (消費者教育の充実等)

平成29年10月2日  
文部科学省

○学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の社会科、公民科、家庭科などの教科等を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者関係教育に関する内容を指導。

### 現行学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容（小学校）

#### ①小学校＜文部科学省平成20年3月告示＞（平成23年度から実施）

##### （社会科）

- ・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱う

##### （家庭科）

- ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること
- ・自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること

##### （特別の教科 道徳） ※平成27年3月告示（平成30年度から実施）

- ・節度を守り節制に心掛けること
- ・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと

② 中学校＜文部科学省平成20年3月告示＞（平成24年度から実施）

（社会科（公民））

- ・ 社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義、法の意義
- ・ 契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること
- ・ 金融などの仕組みや働き  
（→家計の貯蓄の循環、直接金融・間接金融 等）
- ・ 消費者の自立の支援なども含めた消費者行政

（技術・家庭科）

- ・ 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること  
（→消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度 等）
- ・ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること
- ・ 環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。

（特別の教科 道徳） ※平成27年3月告示（平成31年度から実施）

- ・ 節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする
- ・ 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

現行学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容（高等学校）

③ 高等学校＜文部科学省平成21年3月告示＞（平成25年度入学生から実施）

（公民科）

- ・ 法や規範の意義及び役割
- ・ 消費者に関する問題  
（→ 消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故 等）
- ・ 金融制度や資金の流れ、金融環境の変化  
（→ 金融市場の意義や役割、金融商品の多様化 等）

（家庭科）

- ・ 消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任  
（→ 消費構造の変化、消費行動の多様化 等）
- ・ 消費生活と生涯を見通した経済の計画  
（→ 貯蓄や保険などの資金計画 等）
- ・ 契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題  
（→ クレジットカードの適切な利用、多重債務問題 等）
- ・ 消費者問題や消費者の自立と支援
- ・ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立  
（→自らの消費行動によって環境負荷を低減させ、進んで地球環境保全に貢献できるライフスタイルの実践）

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

※露校教育については、些末な事象的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革を進める。

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得  
など、新しい時代に求められる  
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い  
理解を図るための学習過程  
の質的改善

主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント ①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

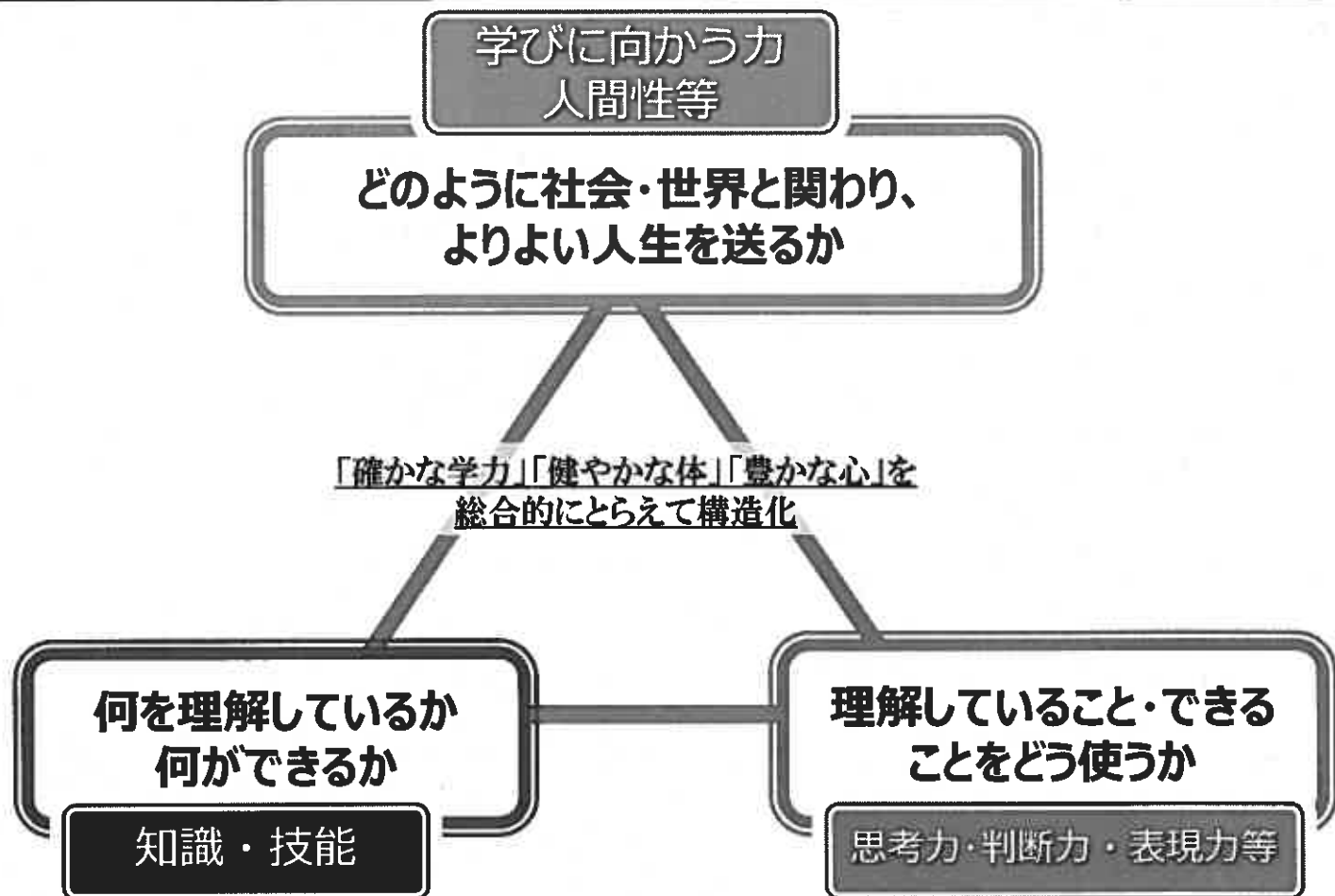
- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

- (例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、  
(生命領域) ②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、  
③科学的に探究する態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。



6

## 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント ②

### 2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

#### 我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかりと引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔 語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など 〕

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法\*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

\* 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

# 主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

## 【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

### 【例】

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- ・ 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

学びを人生や社会に  
生かそうとする  
学びに向かう力・  
人間性等の涵養

生きて働く  
知識・技能の  
習得

未知の状況にも  
対応できる  
思考力・判断力・表現力  
等の育成



## 【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

### 【例】

- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



## 【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

### 【例】

- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

8

## 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント ③

### 3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

10

#### 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント ④

#### 4. 教育内容の主な改善事項

##### 言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

##### 理数教育の充実

- ・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

##### 伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

##### 体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

## 外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入  
※小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、研修、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

## 情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

## 現代的諸課題への対応

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)
- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

12

- **中央教育審議会答申(H28.12.21)を踏まえ**、関連する各教科等(社会科、家庭科、技術・家庭科等)において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、**現行の規定に加え、内容を更に充実**

## 学習指導要領(H29.3.31公示)における消費者関係教育に関する主な内容(小学校)

### ○小学校

※太字は主な充実箇所

#### (社会科)

- ・販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること
- ・社会生活を営む上で大切な法やきまり

#### (家庭科)

- ・買い物の仕組み、売買契約の基礎
- ・物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かること
- ・物や金銭の大切さ、計画的な使い方について理解すること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること
- ・自分の生活と身近な環境との関わりや物の使い方などを考え、工夫すること

#### (特別の教科 道徳)

- ・節度を守り節制に心掛けること
- ・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと

○中学校

※太字は主な充実箇所

（社会科〔公民的分野〕）

- ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの役割、法の意義
- ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること
- ・金融などの仕組みや働きを理解すること
- ・市場の働きと経済に関連して、**希少性**に着目すること
- ・個人や企業の経済活動における役割と責任
- ・消費者の保護と、その意義を理解すること
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政

（技術・家庭科〔家庭分野〕）

- ・購入方法や支払い方法の特徴が分かること
- ・計画的な金銭管理の必要性について理解すること
- ・クレジットなどの三者間契約
- ・売買契約の仕組みについて理解すること
- ・消費者被害の背景とその対応について理解すること
- ・物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること
- ・消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響を理解すること
- ・自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること
- ・環境に配慮した消費生活を考え、実践できること

（特別の教科 道徳）

- ・節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする
- ・法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること

14

高等学校 家庭科（共通教科）の改訂の方向性

| 現行学習指導要領                                                                              | 検討事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 今後の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 目指す資質・能力等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>家庭基礎（2単位）</b><br>(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉<br>(2) 生活の自立及び消費と環境<br>(3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動 | <b>家庭科における見方・考え方</b><br>家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること<br><b>「論点整理」における指摘事項</b><br>・生活の科学的な理解<br>・生活課題を解決する能力と実践的な態度の育成<br>・小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力の明確化<br>・各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを重視<br>・少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立や持続可能な社会づくりのための力、他者と共生し自立して生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成<br><b>関連する会議における提言等</b><br>○少子化社会対策大綱（H27. 3. 20閣議決定）<br>妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階に応じた適切な教育の推進を図る<br>○高齢社会対策大綱（H24. 9. 7閣議決定）<br>高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める<br>○第3次男女共同参画基本計画（H22. 12. 17閣議決定）<br>家庭を築くことの重要性などについての指導の充実を図る<br>○食育推進基本計画（H23. 3. 31食育推進会議決定）<br>学校教育全体を通して食育を組織的・計画的に推進する<br>○和食の無形文化遺産登録（H25. 12. 4）<br>日本の伝統的な食文化<br>○消費者教育の推進に関する法律（H24. 8. 22）<br>学校における消費者教育の推進<br>○環境基本計画（H24. 4. 27閣議決定）<br>学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を推進する | <b>目指す資質・能力等</b><br>○自立した生活者に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解と技能<br>・家族・家庭についての理解<br>・乳幼児の子育て支援等や高齢者の生活支援等についての理解と技能<br>・生涯の生活設計についての理解<br>・各ライフステージに対応した衣食住についての理解と技能<br>・生活における経済の計画、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立についての理解と技能<br>○家族・家庭や社会における生活の中から問題を見出して課題を設定し、生涯を見通して解決する力<br>・家族・家庭や社会における生活の中から問題を発見し、課題を設定する力<br>・生活課題について他の生活事象と関連付け、生涯を見通して多角的に捉え、解決策を構想する力<br>・実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等について、考察したことを科学的な根拠や理由を明確にして論理的に表現する力<br>・他者の立場を考え、多様な意見や価値観を取り入れ、計画・実践等について評価・改善する力<br>○相互に支え合う社会の構築に向けて、主体的に地域社会に参画し、家庭や地域の生活を創造しようとする実践的な態度<br>・男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造しようとする態度<br>・様々な年代の人とコミュニケーションを図り、主体的に地域社会に参画しようとする態度<br>・生活を楽しみ味わい、豊かさを創造しようとする態度<br>・日本の生活文化を継承・創造しようとする態度<br>・自己のライフスタイルの実現に向けて、将来の家庭生活や職業生活を見通して学習に取り組もうとする態度 | <b>必履修科目・単位</b><br><b>「家庭基礎」2単位科目</b><br>○少子高齢化に関する内容の改善<br>・親の役割と子育て支援（乳児期、高齢者の理解と生活支援技術の基礎、生涯の生活を設計するための意思決定等、少子高齢社会を支える実践力を育成するための内容の充実）<br>○衣食住の生活に関する内容の改善<br>・自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実（食育、食文化等の充実）<br>○生活の科学的な理解の一層の重視<br>○持続可能な社会の構築に関する内容の改善<br>・消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成を図る内容の充実<br>○「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実<br><b>「家庭総合」4単位科目</b><br>○少子高齢化に関する内容の改善<br>・親の役割と子育て支援（乳児との触れ合い、子供とのコミュニケーション）に係る内容の充実、高齢者の理解と生活支援技術、生涯の生活を設計するための意思決定等、少子高齢社会を支える実践力を育成するための内容の充実<br>○衣食住の生活に関する内容の改善<br>・自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実（食育、食文化等の充実）<br>・健康、安全等を考慮した衣食住の生活を総合的にマネジメントする力を育成するための内容の充実<br>・日本の生活文化の継承・創造に係る内容の充実<br>○生活の科学的な理解の一層の重視<br>○持続可能な社会の構築に関する内容の改善<br>・消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成を図る内容の充実<br>・消費生活や環境に係る地域への働きかけなど社会参画力を育成するための内容の充実<br>○「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実<br>※必履修科目の履修後は、生徒の特性や進路に応じて、専門教科「家庭」の科目を履修することができる。 |

15

# 高等学校学習指導要領における「公共」の改訂の方向性

## 新必修科目「公共」

### 資質・能力

- 現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論の理解、及び諸資料から、倫理的、政治的、経済的、法的、様々な情報の発信・受信主体等となるために必要な情報を効果的に収集する・読み取る・まとめる技能
- 選択・判断するための手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、現代の社会的現象や現実社会の諸課題の解決に向けて、事実を基に協働的に考察し、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを、妥当性と効果、実現可能性などを指標にして論議を基に議論する力
- 現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚、我が国及び国際社会において国家及び社会の形成に積極的な役割を果たそうとする自覚 など

考えられる学習活動の例

討論、ディベート、模擬選挙、模擬投票、模擬裁判、インターンシップの事前・事後の学習 など

関係する専門家・機関

選挙管理委員会、選挙権センター、弁護士、NPO など

## (1)「公共」の扉

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成

⇒ 自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、他者との協働により国家や社会など公共的な空間を作る主体であるということと学ぶとともに、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論、公共的な空間における基本的原理を理解し、(2)、(3)の学習の基礎を築く。

### ア 公共的な空間を作る私たち

⇒ 今まで受け継がれてきた習慣や先人の取組、知恵などを踏まえ、①「様々な立場や文化等を背景にして社会が成立していること」、②「自立した主体とは何か」を問い、自らを成長させることや、対話を通じてお互いを理解し高め合うこと」の両者によって公共的な空間を作り出していくことについて学ぶ。

### イ 公共的な空間における人間としての在り方生き方

⇒ 社会に参画し、他者と協働する倫理的主体として、行為の善さを個人が判断するための手掛かりとなる、①「その行為の結果である、個人や社会全体の幸福を重視する考え方」と②「その行為の動機となる人間的責務としての公正などを重視する考え方」について理解させる。その際、行為の結果について、多面的・多角的に考えていくことが重要であることなどの留意点についても指導する。

### ウ 公共的な空間における基本的原理

⇒ 個人と社会との関わりにおいて、個人の尊厳を前提に、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保とともに関ることなどの公共的な空間における基本的原理について理解させる。その際、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務、相互承認などを取り上げる。

### 「倫理的主体となる私たち」

## (2)自立した主体として国家・社会の形成に参画し、他者と協働するために

⇒ 小・中学校社会科で習得した知識等を基礎に、(1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用して現実社会の諸課題を見出し、考察、構想するとともに、協働の必要理由、協働を可能とする条件、協働を阻害する要因などについて考察を深める。その際、公共的な空間を支える様々な制度の改善を通じてよりよい社会を築く自立した主体として生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力及び態度を養い、(3)の学習が効果的に行われるよう課程重視の観点に努めるようにする。

### ア 政治的主体となる私たち

＜題材の例＞  
政治参加、世論の形成、地方自治、国家主権(領土を含む)、国際貢献…

### イ 経済的主体となる私たち

職業選択、賃金の働き・経済のグローバル化と相互依存関係の深まり…

多様な契約、メディア、情報リテラシー、男女共同参画…  
(ア～エのうち二つ、あるいは三つが総合的に関連し合う題材を取り扱うことが考えられる)

### ウ 法的主体となる私たち

裁判制度と司法参画…

### エ 様々な情報の発信・受信主体となる私たち

消費者の権利や責任、契約…

※ 様々な主体となる個人を支える家族・家庭や地域等にあるコミュニティ

⇒ 世代間協力・交流、自助・共助・公助等による社会的基盤の強化

## (3)持続可能な社会づくりの主体となるために

⇒ (1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用するとともに、(2)で行った課題追究的な学習で扱った現実社会の諸課題への関心を一層高め、個人を起点として、自立、協働の観点から、今まで受け継がれてきた習慣や先人の取組、知恵などを踏まえつつ多様性を尊重し、合意形成や社会参画を視野に入れながら持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けた役割を担う主体となることについて探究を行う。

### ア 地域の創造への主体的参画

＜題材の例＞ 公共的な場づくりや安全を目指した地域の活性化、受益と負担の均衡や世代間の調和がとれた社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和、国際経済格差の是正と国際協力… などについて探究

### イ よりよい国家・社会の構築への主体的参画

＜題材の例＞ 公共的な場づくりや安全を目指した地域の活性化、受益と負担の均衡や世代間の調和がとれた社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和、国際経済格差の是正と国際協力… などについて探究

### ウ 国際社会への主体的参画

＜題材の例＞ 公共的な場づくりや安全を目指した地域の活性化、受益と負担の均衡や世代間の調和がとれた社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和、国際経済格差の是正と国際協力… などについて探究

家族・家庭、生涯の生活の設計や消費生活等に関する個人を起点とした自立した主体となる力を育む家庭科、横断的・総合的な学習や探究的な学習を行う総合的な探究の時間などを通

※ 「公共」においては、教科目標の実現を見通した上で、キャリア教育の観点から、特別活動などと連携し、経済、法、情報発信などの主体として社会に参画する力を育む中核的機能を担うことが求められる。  
※ 取り上げる事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示することが求められる。その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察し、事実を客観的に捉え、公正に判断することを妨げることのないよう留意すること。また、客観的かつ公正な資料に基づいて指導するよう留意すること。

## 今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール (現時点の進捗を元にしたイメージ)

|      | 26年度<br>(2014)    | 27年度<br>(2015)  | 28年度<br>(2016)   | 29年度<br>(2017) | 30年度<br>(2018) | 31年度<br>(2019) | 32年度<br>(2020) | 33年度<br>(2021) | 34年度<br>(2022)       |
|------|-------------------|-----------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------------|
| 幼稚園  |                   | 中教審における検討       |                  | 周知・徹底          | 30年度～全面実施      |                |                |                |                      |
| 小学校  |                   | 論点整理<br>27・8・26 | 審議まとめ<br>28・8・26 | 改訂<br>29・3・31  | 移行期間           | 教科書検定          | 採択・供給          | 使用開始           | 32年度～全面実施            |
| 中学校  | 中教審諮問<br>26・11・20 |                 | 答申<br>28・12・21   | 周知・徹底          | 移行期間           | 教科書検定          | 採択・供給          | 使用開始           | 33年度～全面実施            |
| 高等学校 |                   |                 |                  | 改訂             | 周知・徹底          | 移行期間           | 教科書検定          | 採択・供給          | 34年度～年次進行で実施<br>使用開始 |

特別支援学校学習指導要領(幼稚園部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。  
特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。